



2025年4月16日

各位

会社名 三井金属鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 納 武士
(コード番号：5706 東証プライム)
お問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
三井 幸喜
(TEL. 03-5437-8028)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定および監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定および当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議しました。これらに関する議案を2025年6月27日開催予定の第100期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定について

(1) 本制度の改定の概要

当社は、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2023年6月29日開催の第98期定時株主総会で新たにESGの指標達成の程度に応じて付与される「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬制度」を導入しました。また、2024年6月27日開催の第99期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、当社が将来にわたって社会に貢献し、必要とされる存在であり続けるために、役員の報酬とESG経営との連動性をより明確にし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入しました。

この度、当社における役員報酬制度の見直しを行い、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）においても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることおよび株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度のうち「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」の対象者に社外取締役を追加するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役①」といいます。）を対象とした、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

具体的には、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法について、対象取締役①の報酬として支給される譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受ける従来の方法に、対象取締役①の報酬として当社の普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭報酬債権の払込みを要せずに当社の普通株式の発行または処分を受ける方法を追加し、いずれかの方法により当社の普通株式を発行または処分を受けることができるように変更いたします。

また、本制度に基づき対象取締役①に対して支給する金銭報酬債権または当社の普通株式の総額および発行または処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百

万円以内（うち社外取締役分は年 10 百万円以内）および年 16,650 株以内（うち社外取締役分は年 3,400 株以内）、「ESG 指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額 50 百万円以内および年 16,650 株以内、合わせて年額 100 百万円以内および年 33,300 株以内といたします。

かかる上記の改定に加えて、譲渡制限の解除時期についても、必要な修正を加えることとなります。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

（2）本制度の改定の条件

上記の改定は、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

（3）その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。

2. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬の導入について

当社は、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役②」といいます。）を対象に、対象取締役②に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役①と同様の「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」を導入することにいたしました。対象取締役②に対して、金銭報酬債権または当社の普通株式を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2024年6月27日開催の第99期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役の報酬額は年額 180 百万円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上記報酬枠の範囲内にて、対象取締役②に対して支給する金銭報酬債権または当社の普通株式の総額および発行または処分される当社の普通株式の総数は、年額 18 百万円以内および年 6,000 株以内（ただし、いずれの場合も本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、対象取締役②に対する当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役②との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む対象取締役①が締結する譲渡制限付株式割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

以 上